

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十三年十一月十三日第二十三号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年八月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

取消番号	第一〇一					
指定の取消しに 係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号					
指定の取消しの 年月日	令和七年六月二十日					
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十五番一から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十五番三まで	埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十五番一から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十五番三まで	埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十五番四から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十五番三まで	埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十番二から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十四番一まで	埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十一番二から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十一番五まで	埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十一番五まで
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	—	四十・二	百四十三・六	四十五・〇	二百六十八・〇	百・〇
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	五千・〇平方メートル	二十・〇	十六・〇〇〇十七・五	十七・五	二・〇〇九・〇	九・〇

第一〇一 号						取消番号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号						指定の取消し に係る 道路の種 類
令和七年六月二 十日						指定の取消し の 年 月 日
指定の取消しに係る道路の位置						指定の取消しに係る 道路の延 長 (単位メートル)
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十四番一 から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十六 番二十まで						二百四十九・〇
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十一番二十 六から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十一 番九まで						四十五・〇
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十一番八か ら埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十一番三 まで						百三・〇
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十番四十一 から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十番二 十一まで						九十六・〇
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十番二十六 から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十番三 まで						九十九・〇
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十四番一 から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十四 番一まで						九十九・〇
指定の取消しに係る 道路の幅 員 (単位メートル)						指定の取消しに係る 道路の幅 員 (単位メートル)
九・〇						九・〇
六・〇						六・〇
六・〇						六・〇
六・〇						六・〇
六・〇						六・〇

取消番号	第一〇一 号
指定の取消しに 係る 道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の取消しの 年 月 日	令和七年六月二 十日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十一番九か ら埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十一番八 まで  埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十二番一か ら埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十二番一 まで
指定の取消しに係る 道路の延長 (単位メートル)	五十一・〇  百二十・〇
指定の取消しに係る 道路の幅員 (単位メートル)	六・〇  一・〇～四・〇